

未成年者の契約

保護者の同意又は法定代理による

人が自分の意思にもとづいて自分の経済的取引関係を自由に処理しうるというためには、その人が正常な判断能力をもっていることが必要です。この正常な判断能力を「意思能力」といい、意思能力のまだ発達しない幼児や病気で意思能力を減縮、喪失した者などが行った法律行為は無効とされます。

ある人が法律行為をした場合に、その当時に意思能力があったか否かを後に証明することは困難な場合があるので、民法は意思能力の不十分な者を形式的に制限行為能力者と定めて、これらの者がなした法律行為を取り消しうるものとし、これらの者の保護を図っています。

未成年者も制限行為能力者にあたります。年齢20才未満の者は未成年者とされ、幼児のように意思能力が認められない場合はもちろん、成長しても20才に達するまでは取引に必要な判断能力が十分でないとして、親権者の父母が保護者となり（民法818条）、親権者がいない場合は後見人が保護者となります（同838条）。

未成年者が自ら法律行為を行うのには保護者の同意を要するものとされ（同5条）、未成年者が保護者の

同意を得ずに法律行為を行った場合、保護者はその法律行為を取り消すことができます（同 120 条）。また、保護者は未成年者の法定代理人として未成年者のために法律行為を行うことができます（同 824 条、859 条）。

以上が未成年者の法律行為についての保護の原則ですが、経済取引の安定をはかり取引の相手方に不慮の損失を与えないように、一定の例外を設けています。

まず、未成年者が結婚すると成年に達したものとみなされますので既婚者の取引行為は 20 才未満であっても取消できません。また、未成年者が贈与を受けるなど利益を受けるだけの契約の場合、未成年者が営業を許可されている場合にその営業に関して取引行為をした場合、未成年者が相手方に対して 20 才以上であると誤信させて取引行為をした場合などには取消はできません。

わたしたちの暮らしの中で未成年者が契約の当事者となることが少なくありませんが、後日のトラブルを避けるために、その際の行為能力の有無に注意を要します。